# 令和5年度保険料減額申請について

R5.2.1作成

## 保険料減額対象者について

次の条件を全て満たしている甲種組合員は申請することができます。

・令和4年中に歯科診療所（個人事業所）を開設している
・令和4年度以前に福岡県歯科医師国民健康保険組合に加入している
・「令和4年分の所得税の確定申告書B」→「収入金額等」→「事業収入」→
→「営業等」（下図赤枠）欄に記載の金額が2,400万円未満（※）である
※年の途中で開業した場合は、1年間に均した額で判定します。
例）事業収入が600万円、開業が10月の場合
600万円÷3ヵ月（10・11・12月）×12ヵ月＝2，400万円
営業収入を2，400万円で判定するため、保険料減額の対象外です。

☆　ただし、令和4年度以前から福岡県歯科医師国民健康保険組合の加入者であり、令和4年中は歯科診療所（個人事業所）を休診したため、収入が少なく確定申告を行っていない甲種組合員も申請することができます。

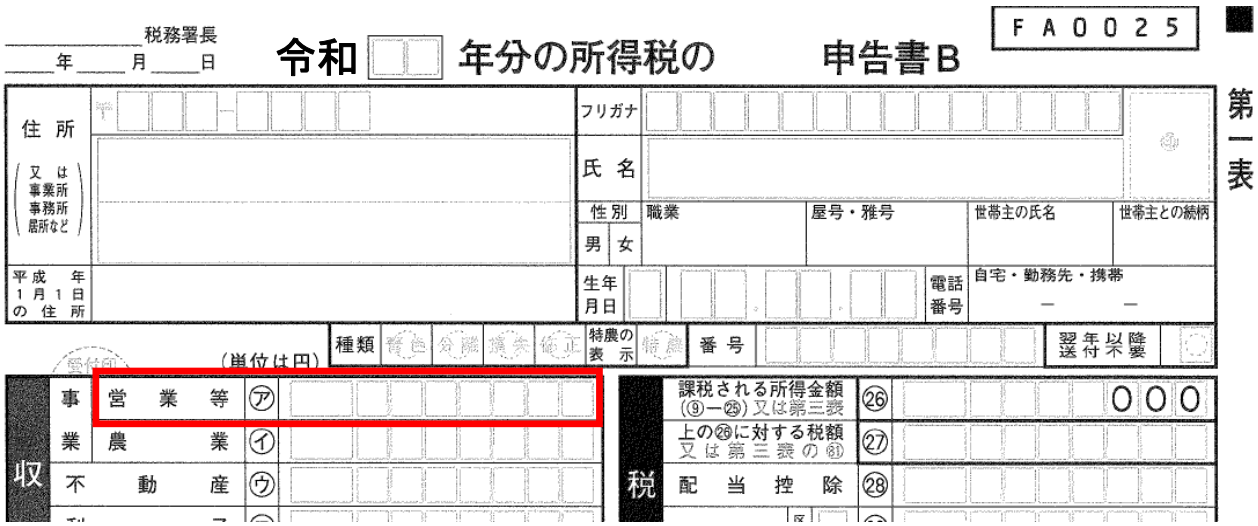


## 添付資料について

・令和4年分の所得税の確定申告書B（第一表）のコピー
（税務署の収受日付印があるもの）
ただし、電子申告をし、収受日付印がない場合は、収受日付印の代わりとして「受信通知」を所得税の確定申告書B（第一表）に併せて添付してください。
・令和4年中は休診しており、確定申告を行っていない場合は令和4年の期間の休止届のコピー

確定申告を行っているが税務署の収受日付印がなく、また電子申告を利用していない場合は本組合までご相談ください。

## 保険料減額の議決（承認）について

受信月（※）の翌月の会議にて議決を受けた後、甲種組合員の令和5年度の**医療保険料（前期高齢者納付金は対象外）**が軽減されます。

また、軽減前の差額保険料は受信月の翌々月末に指定口座に返金します。

なお、時効については下段「時効について」のとおりになりますので、ご確認ください。

※受信月とは書類が到着した月のことを指します。

不備・不足書類があった場合、それらが解消された月が受信月となります。

| | | |
|---|---|---|
| 基本額 | 医療保険料（甲種） | 28，000円 |
| 減額後<br>医療保険料 | 「営業等」欄に記載の金額 | |
| | 1，200万円以上2，400万円未満 | 19，500円 |
| | 240万円以上1，200万円未満 | 14，500円 |
| | 240万円未満（0円を除く） | 10，500円 |
| | 0円 | 7，000円 |

## 時効について

保険料の時効は、国民健康保険法で2年です。

受信月に対する保険料減額適用期間・適用月数については下の表をご覧ください。

なお、令和4年度中に身分の変更や、事業所を法人化された場合はその限りではありません。

| 受信月（※上記参照） | 減額適用期間 | 適用月数 |
|---|---|---|
| 令和7年　1月以前 | 令和5年　4月～令和6年　3月 | 12ヵ月 |
| 令和7年　2月 | 令和5年　4月～令和6年　3月 | 12ヵ月 |
| 令和7年　3月 | 令和5年　5月～令和6年　3月 | 11ヵ月 |
| 令和7年　4月 | 令和5年　6月～令和6年　3月 | 10ヵ月 |
| 令和7年　5月 | 令和5年　7月～令和6年　3月 | 9ヵ月 |
| 令和7年　6月 | 令和5年　8月～令和6年　3月 | 8ヵ月 |
| 令和7年　7月 | 令和5年　9月～令和6年　3月 | 7ヵ月 |
| 令和7年　8月 | 令和5年10月～令和6年　3月 | 6ヵ月 |
| 令和7年　9月 | 令和5年11月～令和6年　3月 | 5ヵ月 |
| 令和7年10月 | 令和5年12月～令和6年　3月 | 4ヵ月 |
| 令和7年11月 | 令和6年　1月～令和6年　3月 | 3ヵ月 |
| 令和7年12月 | 令和6年　2月～令和6年　3月 | 2ヵ月 |
| 令和8年　1月 | 令和6年　3月～令和6年　3月 | 1ヵ月 |

## その他留意事項

保険料減額申請は、前年の営業収入によるため、毎年度申請してください。